

# 総合評価書

平成20年3月

評価対象名	国立高度専門医療センターの独立行政法人化
主管部局・課室	医政局国立病院課
関係部局・課室	

## 1. 関連する政策体系

基本目標	I	安心・信頼して書かれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。
施策目標	4	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
施策目標	4-1	政策医療を向上・均てん化させること

## 2. 評価の契機等

がん、脳卒中、心臓病など、国民の健康に著しく影響を及ぼす疾病等に関し、診断及び治療、調査及び研究並びに技術者の研修を行う国立高度専門医療センターについては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）において「国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは、国立高度専門医療センター特別会計の負担に属する借入金に係る債務の処理その他これらの機関の事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人に移行させるものとする。」と規定され、独立行政法人化することが決定したところ。

## 3. 評価の方法等

### (1) 評価の観点

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、国立高度専門医療センターは事務及び事業の適切かつ安定的な運営を維持するために必要な措置を講じた上で、独立行政法人化することが定められている。

独立行政法人化後においても各センターが、現在と同様に我が国の医療政策を牽引するものとして、調査・研究、医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関する高度かつ専門的な医療の向上を図るという目的を果たしていくことが必要である。

これを踏まえ、国立高度専門医療センターの非公務員型独立行政法人への移行に当たっては、以下の観点から評価を行うこととした。

- (1) 柔軟で弾力的な人材活用を行うこと
- (2) 臨床研究の一層の活性化を図る財務措置を行うこと

### (2) 収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法

1. 国立高度専門医療センターが独立行政法人化後において、我が国の医療にどのように貢献していくのか、その果たすべき役割は何かについては、厚生労働省において開催された「国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議」の中で3回にわたり議論してきたところである。
2. 同会議においては、平成19年7月13日に報告書が取りまとめられたところである。  
(別添1参照)  
(参考：「国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議報告書」について <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/07/s0713-8.html>)
3. また、行政改革推進本部に設置された「行政減量・効率化有識者会議」においても、

国立高度専門医療センターの独立行政法人化について、その適切な法人形態の在り方が3回にわたって取り上げられたところである。

(参考：「行政減量・効率化有識者会議」

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/index.html>)

#### 4. 評価結果等

##### (1) 評価結果（問題点及びその原因）

###### 1. 柔軟で弾力的な人材活用を行うこと

現在、国立高度専門医療センターは国の施設等機関であるため、その役職員については国家公務員法等の適用を受けている。非公務員型の独立行政法人へと移行することで、国家公務員法等の適用から外れるため、より柔軟で弾力的な人材活用が可能となる。

###### 2. 臨床研究の一層の活性化を図る財務措置を行うこと

現在、国の会計に対する寄付金については「官公庁における寄付金等の抑制について（昭和23年1月30日閣議決定）」等において自発的寄付の禁止の原則が打ち出されているが、非公務員型の独立行政法人へと移行することで、寄付金の活用が可能となる。また、民間資金の受入が可能となることから、より積極的な共同研究の実施や臨床研究の活性化を図ることができる。

このように、国立高度専門医療センターは、非公務員型独立行政法人へと移行することで、各法人の自主的・自律的な運営により、業務の効率化が図られることとなり、ひいては、我が国の医療の発展と医療水準の向上に寄与することができると思われる。

##### (2) 今後の検討の方向性

上記評価結果等を踏まえ、各国立高度専門医療センターが我が国の医療水準の向上に寄与するため、非公務員型独立行政法人であるメリットを生かせるような法的整備を行う必要がある。

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

5. 評価結果の反映状況

--

6. その他

(1) 評価の実施過程において明らかになった課題

--

(2) 外部有識者等の活用状況

--

(3) パブリックコメント等を行った場合はその意見

--